

釧路市監査報告書

(令和6年10月から同年12月実施分)

釧路市監査委員

釧 監 報 告 第 1 号

令和7年2月14日

釧路市監査委員 平 山 幸 弘

釧路市監査委員 岩 村 史 人

釧路市監査委員 高 橋 一 彦

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和6年度の定期監査及び財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

目 次

定期監査報告

1 監査の対象	5
2 監査の期間	5
3 監査の結果	5
(1) 総務部	6
(2) 財政部	6
(3) 都市整備部	6
(4) 市民環境部	7
(5) 阿寒町行政センター	7
(6) 水産港湾空港部	7
(7) 学校教育部	8
(8) 生涯学習部	8
(9) 音別町行政センター	8
(10) 上下水道部	9
(11) 福祉部	9
(12) こども保健部	9
(13) 住宅都市部	10

財政援助団体監査報告

1 監査の対象	11
2 監査の期間	11
3 監査の結果	11
(1) 学校法人香木学園	11
(2) 釧路新産業創造研究会	11
(3) 釧路市学校給食会	12

出資団体監査報告

1 監査の対象	13
2 監査の期間	13
3 監査の結果等	13
(1) 釧路西港開発埠頭株式会社	13

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象	14
2 監査の期間	14
3 監査の結果	14
(1) 株式会社美警	14
(2) 特定非営利活動法人グルスの杜あかん	14

定期監査報告

1 監査の対象

(1) 総務部	職員課
(2) 財政部	財政課
(3) 都市整備部	公園緑地課、阿寒建設課、音別建設課
(4) 市民環境部	市民生活課、戸籍住民課
(5) 阿寒町行政センター	阿寒湖アイヌ施策推進室
(6) 水産港湾空港部	水産課、港湾空港課
(7) 学校教育部	総務課
(8) 生涯学習部	阿寒生涯学習課、音別生涯学習課、博物館、スポーツ課
(9) 音別町行政センター	市立釧路国民健康保険音別診療所
(10) 上下水道部	音別上下水道課
(11) 福祉部	障がい福祉課、社会援護課
(12) こども保健部	こども支援課、健康推進課、国民健康保険課、医療年金課
(13) 住宅都市部	都市計画課、住宅課

2 監査の期間

(1) 総務部	令和6年10月1日
(2) 財政部	令和6年10月2日
(3) 都市整備部	令和6年10月3日、 令和6年11月6日から令和6年11月7日まで
(4) 市民環境部	令和6年10月8日から令和6年10月9日まで
(5) 阿寒町行政センター	令和6年10月10日
(6) 水産港湾空港部	令和6年10月16日から令和6年10月17日まで
(7) 学校教育部	令和6年10月18日、令和6年10月21日
(8) 生涯学習部	令和6年10月18日、令和6年10月21日、 令和6年10月29日から令和6年10月30日まで
(9) 音別町行政センター	令和6年10月31日
(10) 上下水道部	令和6年11月7日
(11) 福祉部	令和6年11月12日から令和6年11月13日まで
(12) こども保健部	令和6年11月14日、 令和6年11月19日から令和6年11月21日まで
(13) 住宅都市部	令和6年11月27日から令和6年11月28日まで

3 監査の結果

前記の課等を対象に、令和6年度の財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類の一部抽出により監査を行った結果は次の表のとおりであり、表の空欄部分は今回の監査の対象としなかった項目である。

(1) 総務部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	職 員 課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正

(2) 財政部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	財 政 課
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正

(3) 都市整備部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	公園緑地課	阿寒建設課	音別建設課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)			適 正
収入に関する事務について (公園内使用占用許可申請書綴等)	適 正	適 正	適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)		適 正	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正		
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正	適 正

(4) 市民環境部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	市民生活課	戸籍住民課	
		鳥取支所係	戸籍住民担当
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適 正		
収入に関する事務について (特定計量器定期検査日次報告書綴等)	適 正		適 正
市税等の収納に関する事務について (収納日計表兼現金出納表綴等)		適 正	
契約事務について (契約関係綴等)	適 正		適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正	適 正	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正		適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正		適 正
備品の管理及び処分に関する事務について (備品台帳等)		適 正	
バス券及び郵券の執行に関する事務について (バス回数券受払簿等)		適 正	

(5) 阿寒町行政センター

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	阿寒湖アイヌ 施策推進室
契約事務について (契約関係綴等)	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正

(6) 水産港湾空港部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	水 産 課	港 湾 空 港 課
		港湾整備事業会計
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適 正	
収入に関する事務について (収入原簿等)		適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正

(7) 学校教育部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	総 務 課	
	阿寒教育係	音別教育係
収入に関する事務について (調定伝票綴等)	適 正	
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正
バス券及び郵券の執行に関する事務について (バス回数券受払簿等)	適 正	

(8) 生涯学習部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	阿寒生涯 学 習 課	音別生涯 学 習 課	博 物 館	スポーツ課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適 正	適 正		適 正
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適 正	適 正	適 正	適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正	適 正	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正	適 正		
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)			適 正	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正	適 正	適 正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適 正			

(9) 音別町行政センター

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	市立釧路国民健康 保険音別診療所
収入に関する事務について (現金引継書綴等)	適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正
郵券の執行に関する事務について (切手受払簿等)	適 正

(1 0) 上下水道部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	音別上下水道課
	工業用水道事業会計
収入に関する事務について (収入原簿等)	適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正

(1 1) 福祉部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	障がい福祉課	社会援護課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適 正	適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正

(1 2) こども保健部

重 点 項 目 (監 査 し た 書 類 等)	こども 支 援 課	健康推進課	国民健康 保 険 課	医療年金課
補助金の交付事務について (補助金関係綴等)	適 正	適 正		
収入に関する事務について (減免決議書綴等)			適 正	
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正	適 正	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)	適 正	適 正	適 正	適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正	適 正	適 正	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正	適 正	適 正

(13) 住宅都市部

重点項目(監査した書類等)	都市計画課	住宅課
収入に関する事務について (調定伝票綴等)		適 正
契約事務について (契約関係綴等)	適 正	適 正
超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給事務について (超過勤務等命令簿等)		適 正
旅費の支給事務について (出張命令書綴等)	適 正	適 正
支出一般事務について (支出負担行為伺書綴等)	適 正	適 正

財政援助団体監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が令和5年度において財政援助をした団体のうち、次の団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものについて、実施したものである。

団 体 名	財 政 援 助 の 内 容	金 額	所 管 部 課
学校法人香木学園	釧路市法人立保育所等運営費補助金 (認定こども園よしの)	4,851千円	こども保健部 こども育成課
釧路新産業創造研究会	釧路新産業創造研究会事業費補助金	3,000千円	産業振興部 産業推進室
釧路市学校給食会	釧路市学校給食会運営費補助金	25,225千円	学校教育部 教育支援課

2 監査の期間

令和6年10月21日 ～ 令和6年12月24日

3 監査の結果

上記財政援助団体において、市から交付された補助金はその目的に沿って正しく使用されているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、当該財政援助団体に対する補助金の交付に係る事務処理が関係法令等に基づき適正に行われているかなどを着眼点として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 学校法人香木学園

市は、当該団体に対し令和5年度において認定こども園よしのに係る運営費補助金4,851千円を交付しており、当該財政援助に係る事業の決算状況は、収入137,718千円、支出124,056千円で収支差引13,663千円となっている。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

(2) 釧路新産業創造研究会

市は、当該団体に対し令和5年度において研究会等の実施に係る補助金3,000千円を交付しており、当該財政援助に係る事業の決算状況は、収入3,014千円、支出3,014千円で収支同額となっている。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

(3) 釧路市学校給食会

市は、当該団体に対し令和5年度において運営費補助金25,225千円を交付しており、当該財政援助に係る事業の決算状況は、収入25,311千円、支出25,311千円で収支同額となっている。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

出資団体監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が資本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の団体の令和5年度における出納その他の事務の執行について、実施したものである。

団 体 名	市 出 資 額	市 出 資 割 合	所 管 部 課
釧路西港開発埠頭株式会社	12,500千円	50%	水産港湾空港部 港湾空港課

2 監査の期間

令和6年10月21日 ～ 令和7年1月22日

3 監査の結果等

上記出資団体において、出資目的に沿って正しく事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、出資団体に対し出資者としての権利行使が適切に行われているかなどを着眼点として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 釧路西港開発埠頭株式会社

市は、当該団体に対し資本金の50%に当たる12,500千円を出資している。

当該団体の令和5年度決算については、釧路港国際物流ターミナルに係る穀物荷役機械使用料などによる経常収益890,141千円に対し、経常費用は825,770千円で、経常利益は64,370千円となっているものの、令和4年度に更新した穀物荷役機械3号機の解体撤去に伴う特別損失64,600千円があったことなどにより、当期純損益は775千円のマイナスとなっており、この結果、前期末繰越利益剰余金60,780千円を加えた当期末繰越利益剰余金は60,004千円となっているところである。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、財政状態は良好であり、おおむね適正に事務が執行されていると認められたものの、指摘事項として、当該団体においては、減価償却費を適正に計上していないことが認められた。

今後、当該団体においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った適正な会計処理を行うとともに、所管課においては、適切に指導監督を行うよう、万全を期されたい。

公の施設の指定管理者監査報告

1 監査の対象

今回の監査は、釧路市が公の施設の指定管理者に指定をした団体のうち、次の団体の令和5年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、実施したものである。

団 体 名	公 の 施 設 名	指 定 期 間	所 管 部 課
株式会社美警	釧路市コミュニティセンター	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	市民環境部 市民生活課
特定非営利活動法人 グルスの杜あかん	釧路市阿寒町総合運動公園	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	生涯学習部 阿寒生涯学習課

2 監査の期間

令和6年10月21日 ～ 令和6年12月24日

3 監査の結果

上記団体において、当該公の施設の指定管理者の業務に係る協定等に基づき、当該施設の適正かつ円滑な管理運営が行われているか、会計、経理の内容が適正であるか、また、所管課において、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかなどを着眼点として監査を実施した。

なお、説明文中の金額は、千円未満を四捨五入している。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 株式会社美警

当該団体は、令和3年4月1日から釧路市コミュニティセンターの管理運営業務（令和5年度指定管理費54,002千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

(2) 特定非営利活動法人グルスの杜あかん

当該団体は、令和3年4月1日から釧路市阿寒町総合運動公園の管理運営業務（令和5年度指定管理費35,013千円）を行っているものである。

当該団体及び所管課について監査を実施した結果、適正に事務が執行されていると認められた。

釧路市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度に実施した出資団体監査の結果に基づき講じた措置について、釧路市長から通知があったので、次のとおり公表する。

2025年（令和7年）3月26日

釧路市監査委員 平 山 幸 弘

釧路市監査委員 岩 村 史 人

釧路市監査委員 高 橋 一 彦

記

監査対象団体等	指摘を受けた事項	措置状況
【監査対象団体】 釧路西港開発埠頭 株式会社 【所管部課】 水産港湾空港部 港湾空港課	当該団体においては、減価償却費を適正に計上していないことが認められた。	当該団体においては、減価償却費について、今後、適正な会計処理を行うこととした。